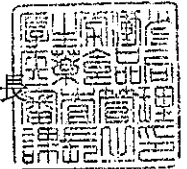


広島県収受	
第	号
23.12.19	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

薬食審査発 1214 第 1 号
平成 23 年 12 月 14 日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



希少疾病用医薬品の指定について

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、希少疾病用医薬品が下記のとおり指定されたので、通知する。

記

1. 指 定 番 号：(23薬) 第 258 号
 医 薬 品 の 名 称：エベロリムス
 予定される効能、効果又は対象疾病：結節性硬化症
 申 請 者 の 氏 名：ノバルティス ファーマ株式会社
2. 指 定 番 号：(23薬) 第 259 号
 医 薬 品 の 名 称：tafamidis meglumine
 予定される効能、効果又は対象疾病：トランスサイレチンアミロイドポリニューロパチー（家族性アミロイドポリニューロパチー）
 申 請 者 の 氏 名：ファイザー株式会社



3. 指 定 番 号 : (2 3 薬) 第 2 6 0 号

医 薬 品 の 名 称 : サリドマイド

予定される効能、効果又は対象疾病 : らい性結節性紅斑

申 請 者 の 氏 名 : 藤本製薬株式会社

4. 指 定 番 号 : (2 3 薬) 第 2 6 1 号

医 薬 品 の 名 称 : イマチニブメシル酸塩

予定される効能、効果又は対象疾病 : FIP1L1-PDGFR α 陽性の下記疾患

好酸球増多症候群、慢性好酸球性白血病

申 請 者 の 氏 名 : ノバルティス ファーマ株式会社